令和3年度事業計画

I 基本方針

当会は働く人の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的として、労働条件確保及び安全と健康確保に関する普及啓発事業並びに教育講習事業を、岐阜労働局、岐阜県、労働基準監督署(以下「関係行政機関」という。)の指導の下、地区労働基準協会、労働災害防止団体(以下「関係団体」という。)との連携・協力により実施する。

Ⅱ 実施事業

- 1 普及啓発事業
- (1) ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備に係る普及啓発事業 ア テレワーク等柔軟な働き方がしやすい環境整備や働き方改革説明会 (改正法の定着と猶予措置対象事業場への周知)を関係行政機関と共催 により開催する。
 - イ 働き方改革への取組みとして岐阜労働局が実施する「新はつらつ職場づくり推進事業」に協力する。
 - (ア) 会員事業場に対し新はつらつ職場づくり宣言の勧奨を行う。
 - (イ) 新はつらつ職場づくりセミナーを同局と共同開催する。
- (2) 災害防止・健康確保に関する普及啓発事業
 - ア 全国安全週間・衛生週間の準備月間中に、安全週間説明会、衛生週間説明会、地区安全大会等の災害防止・健康確保に関する普及啓発事業を関係行政機関、関係団体と共同開催する。
 - イ 岐阜県産業安全衛生大会を10月に大垣市において開催する。
- (3) メンタルヘルスに関する普及啓発事業

関係行政機関、関係団体と連携して、メンタルヘルス増進、パワーハラスメント防止等のセミナーを開催する。

2 教育講習事業

各種作業主任者などの登録講習をはじめ、作業主任者等能力向上教育、職長等安全衛生教育、安全管理者選任時教育等の教育講習事業を関係団体の協力を得て別紙1のとおり県内各地において実施する。

特に「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」については、 特化則の法改正に対応するため、県下各地で15回開催するほか、申込状況 に応じ追加開催を行う。

- 3 その他の事業
- (1)表彰及び顕彰事業
 - ア 安全衛生優良事業場に対し、岐阜県労働基準協会連合会長表彰を行う。
 - イ 新はつらつ職場づくり宣言事業場に対し、登録証及び掲示用額の贈 呈を行う。
- (2) 中央労働災害防止協会(以下「中災防」という。)が行う事業への協力 及び共同開催を行う。
 - ア 第80回全国産業安全衛生大会(10月27日~29日東京にて開催) への参加勧奨を行う。
 - イ 職場巡視(安全衛生パトロール)セミナーを6月に中災防、関係団 体と協力してワークプラザ岐阜にて開催する。
 - ウ KYT (危険予知訓練) 1日研修を12月に中災防、関係団体と協力してワークプラザ岐阜にて開催する。
 - エ 中小企業無災害記録証授与制度の促進を図る。
 - オ 中小規模事業場安全衛生相談事業として、安全相談会を開催する。
- (3)公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。) が行う事業を全基連岐阜県支部として運営開催する。
 - ア 外国人技能実習制度関係者養成講習を4月、8月に岐阜市において開催するほか、下半期においても随時追加開催する。
 - イ 受動喫煙防止対策事業(厚生労働省委託事業)として、受動喫煙防止 セミナーを開催する。
 - ウ 大学生・高校生を対象とした労働条件セミナー(厚生労働省委託事業) を希望校に対し実施する。
- (4) 広報誌「濃飛」を、4月、6月、9月、1月に発行する。
- (5) 各種会議、災害防止大会(別紙2のとおり)に出席する。

4 会議

- (1) 第1回理事会(決算)、第2回理事会(役員改選)を6月に開催する。
- (2) 令和3年度定時総会を6月に開催する。
- (3) 第3回(予算) 理事会を3月に開催する。
- (4) 地区協会事務局長連絡会議を3月に開催する。